

新市まちづくり計画

【概要版】

市民が創り 市民が育む 交流躍動新市

川西薩地区法定合併協議会

はじめに

21世紀を迎え、少子・高齢社会が本格的に到来し、高度情報化や国際化の一層の進展、住民の価値観や生活様式の変化などにより住民ニーズの多様化・高度化がますます進むものと予想され、自己決定・自己責任を基本とする地方分権を踏まえた行政施策の展開が必要となっています。また、近年、交通や情報・通信手段の発達により、住民の日常生活圏は行政区域を越えて一層拡大しており、介護保険、環境問題など隣接する市町村が協力し合いながら共同で取組まなければならない広域的な行政課題も多くなっています。

このような中で、市町村合併は緊急を要する全国的な大きな行政課題となっており、財政優遇措置等が盛り込まれている合併特例法は平成17年(2005年)3月31日までの時限法であることを考慮するとき、川西薩地区においても早急に取組まなければならない課題と考えられます。

市町村合併は、21世紀の市町村が住民に対する総合サービス機関として効率的に機能し、地方の時代を実現するためには極めて有効な手段であるといわれており、住民の皆さんと一緒にあった真剣な議論が必要になります。

そのため、川内市・串木野市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甕村・鹿島村の2市4町3村が、どのような新市を建設していくか、また、合併して新市が誕生した場合に、どのようなまちづくりが可能となるのかなどを明確にするため「新市まちづくり計画」(以下、本計画という。)を策定しました。

1 まちづくりの課題と合併の必要性

地方分権

現 状

- ・平成12年4月「地方分権一括法」の施行に伴い、自治体による政策判断、政策遂行における役割と自己責任能力の重要性、地域住民の自己決定権の拡充が求められています。

課 題

- ・市の自己責任能力の違いが、地域の行政サービスの差や地域の活力などに直接的に影響することが予想されます。
- ・様々な権限委譲に伴ない市の事務量が増加し、一層主体的に行政運営に取組むことが必要となり、今まで以上に職員の政策形成能力が重要になってきます。

課題解決の方向

- ・合併によって地方分権に対する適切な受皿づくり(財政基盤強化・行政機構強化)を進め、組織自体の強化を図る必要があります。

2. 少子・高齢化

現 状

- ・本県の高齢化率は22.6%で全国よりもかなり早いテンポで高齢化が進んでおり、中でも新市の高齢化率は23.6%と本県平均より高くなっています。
- ・出生率は長期的な低下傾向が続いており、少子化の傾向が強まっています。

課 題

- ・若年層の働き手の減少により経済活力が低下、保険・年金の収入減・支出増によりこれらの財源の悪化、福祉関連事業への行政負担が増大、地区コミュニティ活動の衰退などがあげられます。

- ・ 国全体の人口の増加が見込まれないため、新市の活力を高める定住施策が重要になってきます。

課題解決の方向

- ・ 高齢化に伴う財政負担に対応できる効率的な行財政運営を図ることが重要です。
- ・ 市民一人ひとりが、自分の住む地区あるいは新市の活動に取組み、一人暮らしの高齢者に対する施策や青少年の育成など相互扶助による地区の活性化に向けた体制づくりの必要があります。
- ・ 人口の流入を促進し、若年層の定着を図り、新市の活力を高め、県内だけではなく全国的な都市間の競争に勝ち残るための戦略的な対応を図る必要があります。

3. 地方拠点都市としての将来

現 状

- ・ 交通・情報技術の発達や経済活動の進展に伴い、市民の日常生活圏は市町村の区域をはるかに超えて拡大しています。
- ・ 新市は、人口や産業経済、文化面、県勢から見て南九州の拠点都市ですが、県土の均衡ある発展のため中核的な役割を担っています。
- ・ 九州新幹線及び南九州西回り自動車道串木野インターチェンジ（IC）の供用開始による新市への社会的・経済的インパクト、交流人口の増大、通勤圏の拡大などが期待されます。

課 題

- ・ 将来の都市間競争の激化に適切な対応をしていくためには、都市規模を拡大してスケールメリット（規模をおおきくして得られる利益）を活用し、その競争力を強化することが必要であり、地域一体的なまちづくりや、合併による財政基盤の強化が不可欠となります。
- ・ 交通渋滞を抑制するために、道路整備などの新たな投資をする必要が生じています。

課題解決の方向

- ・ 可能な限りの高い目標を掲げて、全体的なまちづくりを進め、自然・伝統・文化などの地域資源を活かしながら都市規模の拡大による相乗効果を導き出し、市民や市域内の事業者の活力を生み出す必要があります。
- ・ 合併により実現する行財政運営の効率性の向上を文化的活動や福祉活動に還元し、市民生活を一層暮らしやすくさせる必要があります。

4. 広域行政

現 状

- ・ 関係市町村では、業務の効率化・経費の節減を図る目的として必要に応じて介護保険、ごみ・し尿処理、消防等に関して、広域的な事務の共同処理が行われています。

課 題

- ・ 川内市、串木野樋脇清掃組合、甑島衛生管理組合における一般廃棄物最終処分場等の整備が10年以内に必要となってきました。
- ・ 地方分権に伴う国・県からの権限委譲をはじめとする、新たな事務事業の制度化により、一つの自治体では対応が困難な広域化・高度化した行政課題が生じています。

課題解決の方向

- ・ 日常生活圏の拡大や地方分権の推進を踏まえて、周辺自治体の実情に応じた役割分担と連携・協力体制の強化により、行政の効率化を進め、質の高い行政サービスの提供や地域特性を活かした個性ある圏域づくりを推進する必要があります。

2 新市まちづくり計画とは

新市まちづくり計画とは、合併に際して合併協議会が作成するものであり、合併後の新市を建設していくためのマスタープランとして、将来のビジョンや施策の方向性等を示し、まちづくりの基本的な指針となるものです。

3 計画策定の方針

計画の趣旨

本計画は、川内市・串木野市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甕村・鹿島村の2市4町3村の総合計画等の基本構想及び過疎・辺地等の個別計画を踏まえながら新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく基本計画を策定してその実現を図ることにより、2市4町3村の速やかな一体化をめざし、地域の発展と住民福祉の向上を目的としたものです。

なお、合併後に策定される「総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）」は、本計画を可能な限り尊重して策定するものとします。

計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めるための「基本方針」、「公共施設の基本的な考え方」、基本方針を実現するための「新市一体化躍動プラン」、「基本計画・まちづくり事業計画」、「財政計画」等で構成しています。

計画の期間

基本方針は、新市の将来方向を展望した長期的なものとし、新市の基盤を形成するために、合併年度及びその後の10年間（平成16年度～26年度）を計画期間とします。

4 新市の概況と主要指標

面積

706.24 km²

人口

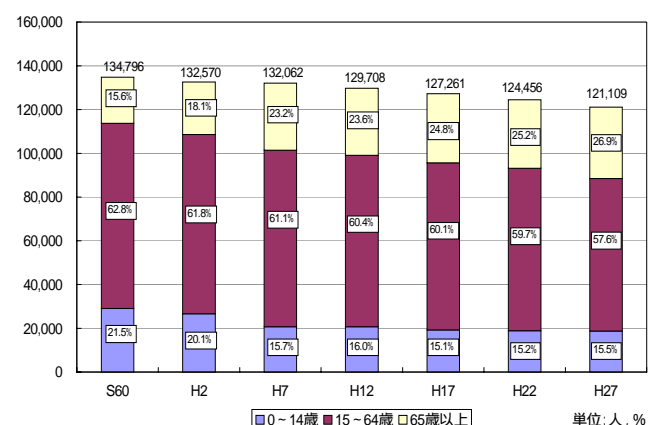
・現 状

129,708人（平成12年国勢調査）

・将来人口

124,456人（平成22年の推計）

図表：新市の総人口の推移



5 新市まちづくりの基本方針

新市まちづくりの基本理念

「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」

それぞれの地域やコミュニティの特性を活かしながら 13 万人都市のポテンシャル(潜在力)を最大限に発揮し、これらのネットワーク化により新しい価値を創造していきます。

<視点>

「地域力」を育み新しい地域創造をめざす

「都市力」を最大限に発揮する

市民参画によるまちづくりを進める

行財政運営の効率化を進める

新市がめざす将来都市像

「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」

自然や歴史文化的な資源と人々の営みというような「地域力」を育てながら「都市力」を発揮する新しいまちづくりを実践する主体は市民です。また、この「地域力」は、市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティがお互いの信頼関係を築きながら共有できるビジョン(将来像)を描き、その実現に向かって協働し、南九州の拠点都市として、また、県都鹿児島市の隣接都市として、新市の持つ「多彩な特性と基盤の蓄積」を最大限に活かし、それぞれのポテンシャル(潜在力)をさらに向上させるとともに、互いの連携を強くすることにより相乗効果を高め、自立性の高い都市をめざします。

新市まちづくりの基本方針

新市における速やかな一体化を促進し、地域の発展と市民福祉の向上を図るとともに、南九州の拠点都市としてふさわしいまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るために、「コミュニティ」、「保健福祉」、「教育文化」、「生活環境」、「産業振興」、「社会基盤」、「市民参画」の7つの分野の基本方針を定めます。

- 1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり (コミュニティ)
- 2 健康とともに支え合うまちづくり (保健福祉)
- 3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり (教育文化)
- 4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり (生活環境)
- 5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり (産業振興)
- 6 都市力を創生するまちづくり (社会基盤)
- 7 みんなですすめる市民参画のまちづくり (市民参画)

新市の都市構造

ゾーンごとの振興方向

- ・都市ゾーン 「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」
- ・田園文化ゾーン 「水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」
- ・海洋ゾーン 「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」

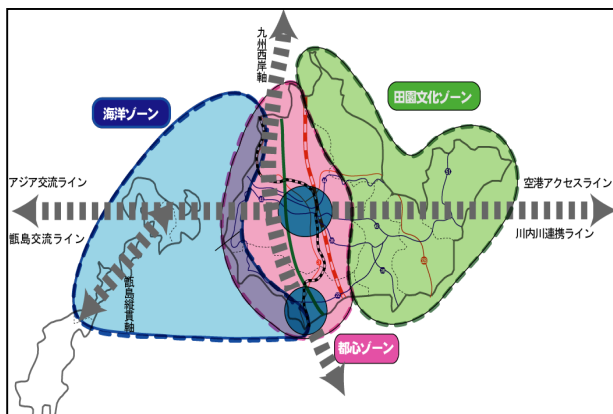
交流・連携軸

- ・九州西岸軸 (南九州西回り自動車道・国道3号・国道328号・九州新幹線・肥薩おれんじ鉄道)
- ・新市東西軸 (甑島交流ライン・川内川連携ライン・空港アクセスライン・アジア交流ライン)
- ・地域交流軸 (川内串木野連携ライン・川内樋脇連携ライン・川内入来祁答院連携ライン・串木野樋脇連携ライン・東郷樋脇連携ライン・東郷樋脇入来連携ライン・甑島縦貫ライン)

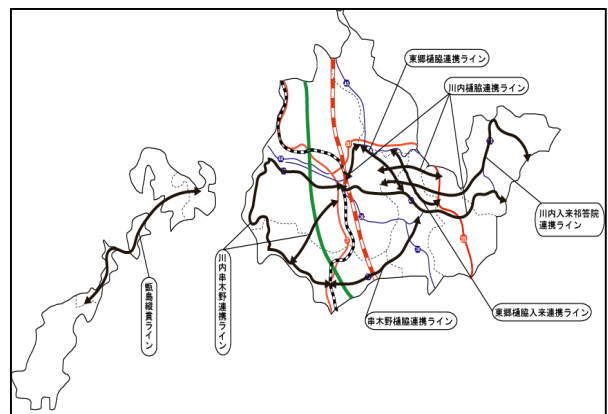
土地利用の基本的な考え方

新市においては、将来のまちづくりを見据え、総合的・長期的な観点から土地利用を図ります。

図表：都市構造のイメージ



図表：地域交流軸



6 公共施設の基本的な考え方

公共施設の整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう既存施設の有効利用を図りつつ、これまでの実績を踏まえ地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、及び財政事情を考慮したうえで、計画的に進めていくことを基本とします。

本庁舎については、新庁舎建設までの間は現在の川内市役所とし、その他の市役所・町村役場は、各種窓口業務機能だけでなく総合的な業務を行う[総合支所]として、市民サービスの向上を図るよう必要な機能の整備・充実を図ります。なお、合併前の支所・出張所は、「出張所」として配置します。

また、将来の新庁舎の建設については、新市成立後、交通事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し、検討するものとします。

類似公共施設については、その呼称を市民がわかりやすいよう統一し、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性向上を図ります。なお、既存施設に愛称等がつけられている場合は、施設名の後に引き続き、使用するものとします。

7 新市一体化躍動プラン

まちづくりの7つの「基本方針」に基づき、将来都市像の実現と新市の9地域の速やかな一体化に向けた施策を「新市一体化躍動プラン」として定め、重点的かつ戦略的に取り組めます。なお、この「新市一体化躍動プラン」は、「基本方針」の7つの分野体系を横断した3つのプロジェクトからなります。

計画の位置付け

基本理念 (まちづくりの基本的姿勢)

将来都市像 (新市がめざすべき将来都市像)

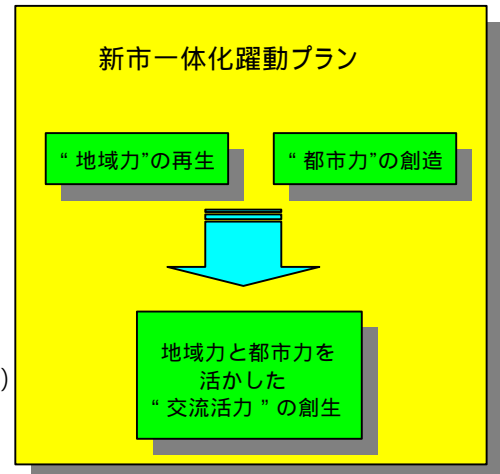
基本方針 (将来都市像実現に向けた7つの政策)

新市一体化躍動プラン (重点的かつ戦略的に取り組む施策)

「基本計画」・「まちづくり事業計画」(基本方針に基づく施策と主な事業)

政策：目標達成のための手段としてとる、特定の方法・進路。

施策：ほどこすべき策。実行すべき計画。



1 「地域力」再生プロジェクト

(1) 地区コミュニティ主体の地域づくり

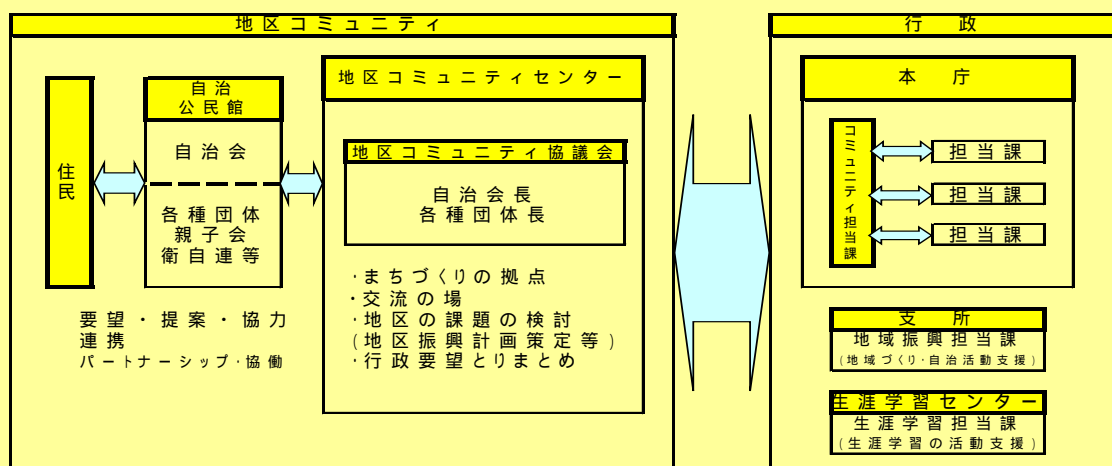
地区コミュニティ協議会制度の導入

市民が主体となった地区づくりを促進するために、従来の地区（地区・小学校区）における連絡協議会などの機能を見直し、より充実した横断的な組織体制をめざした「地区コミュニティ協議会制度」を導入します。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら「地区振興計画」の自主的な策定を促進し、その課題解決のための施策・事業を実施することにより地区コミュニティ機能の活性化を図ります。

(主要事業: コミュニティ推進事業、地区振興計画策定支援事業)

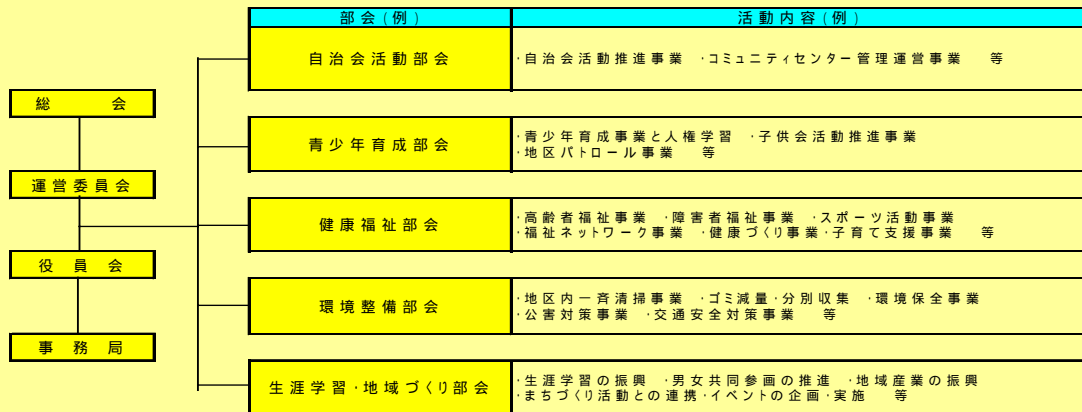
地区コミュニティ活動への支援強化

地区コミュニティと行政の関係イメージ(案)



地区コミュニティ協議会は、各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。

「地区コミュニティ協議会」組織イメージ(案)



地区コミュニティ協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体を、その内容によってまとめたもので地区のための活動を行うものです。具体的に設置する部会とその活動内容は各地区のコミュニティで協議されるべきものです。

(2) 地域を支える人を育てるまちづくり

生涯学習の推進
男女共同参画社会の形成
地域特性を活かした学校教育の推進

(3) 地域文化を大切にすまちづくり

文化財及び伝統芸能等の保存・継承
文化的施設の整備及び利用促進

(4) 地域医療が充実し健やかで安心して暮らせるまちづくり

健康づくりの推進
救急医療・消防防災体制の充実強化
福祉サービス体制の充実強化
環境対策の充実強化

2 「都市力」創造プロジェクト

(1) 利便性の高い都市づくり

中心市街地の活性化
定住ネットワークの形成
道路・交通ネットワークの形成
新市の一体感の醸成や交流促進を図るために新市内外を結ぶ幹線道路網などのネットワークを整備します。

(主要事業:南九州西回り自動車道建設促進事業、国道・県道・市道整備、コミュニティバス運行事業等)

情報通信基盤の整備推進

各種行政手続きや広報紙の電子化等、行政サービスのレベル向上を実現するとともに、生活関連情報等を提供するなど市民生活をより便利にする施策を展開します。

(主要事業:地域情報化推進事業、行政情報化推進事業、防災無線整備事業、防災情報システム整備事業等)

ネットワークサインの整備

(2) 交流拠点を活かしたまちづくり

川内駅・串木野駅周辺の整備推進
南九州西回り自動車道インターチェンジ周辺の整備推進
中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設
港湾機能の強化
公園・緑地・河川空間の整備推進

3 「交流活力」創生プロジェクト

(1) 産業活力を導くまちづくり

新市経済圏の創出

新市内事業者の利用促進と新市内における新しい流通体制の構築により、新市内で生産されたものを新市内で消費するという、顔の見える「地産地消」の取組みを進めます。また、これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランドを基に相乗効果による総合的な新市ブランドを形成し、PRすることでブランド力の底上げと市民や地場産業の新市に対するの求心力を高めます。

(主要事業:市内事業者利用促進事業、地産地消推進事業、新市ブランド形成事業等)

企業育成・誘致の推進

新市産業の振興(農林水産業の新たな展開、商工業の振興)

(2) 市域内の連携が盛んなまちづくり

交流事業の推進(スポーツ交流、地域や地区コミュニティ間の交流、生涯学習活動の交流)

小中学校間の交流推進

(3) 市域外との交流が盛んなまちづくり

九州新幹線等を活用した交流・体験型観光の推進

国際交流の推進

8 基本計画・まちづくり事業計画

まちづくりの基本方針に基づき、将来都市像の実現に向けた新市建設の根幹となるべき、具体的施策を示す「基本計画」と、その主要な事業を示す「まちづくり事業計画」を次のようにとりまとめました。

(1) コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

地区コミュニティを活かしたしくみづくり

地区コミュニティ協議会の設置

地区振興計画の策定支援

コミュニティ活動等への支援強化

コミュニティ活動への支援

市民参画の推進

コミュニティ活動環境の整備

地区コミュニティセンターの機能強化

(2) 健康でともに支え合うまちづくり

保健・医療の充実

健康づくりの推進

救急医療体制の充実

社会保障の充実

国民健康保険の健全運営

老人保健の適正な運営

介護保険事業の運営

国民年金事業の推進

地域福祉社会の形成

地域福祉活動の推進

福祉施設の機能充実

公共施設等のユニバーサルデザイン化

高齢者福祉の充実

高齢者の生活支援の充実

介護者・要介護者への支援充実

生きがい活動への支援充実

子育て支援・児童福祉の充実

子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実

障害者(児)福祉の推進

障害者(児)福祉の充実

社会参加の促進

母子寡婦・父子福祉の充実

母子寡婦・父子福祉の充実

(3) 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

生涯学習の推進

生涯学習推進体制の構築

社会教育活動の充実

生涯学習ネットワークの形成

生涯学習関連施設の整備

青少年の健全育成

スポーツの振興

人権の尊重

人権教育活動の推進

啓発活動の推進

幼児・学校教育等の充実

幼児教育の振興

学校教育の充実

学校教育施設等の整備充実

地域特性を活かした学校教育の推進

高等教育機関との連携・交流

国際化教育や情報教育などの新時代への対応

地域文化の保存・継承

文化活動の推進

歴史・文化資源のネットワーク化

文化的施設の整備及び利用促進

交流活動の推進

国際交流の推進

国内・地域間交流の推進

(4) 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

防災・生活安全対策の充実
防災体制の強化
消防・救急体制の充実
安全な市民生活の確保
交通安全・防犯の推進
環境対策の充実
自然環境の保全及び公害対策
自然エネルギーの導入
環境衛生対策の充実
葬斎場・墓地環境の整備
ごみ処理の充実
資源ごみ分別収集・リサイクルの推進
不法投棄の防止推進
クリーンセンターの維持管理の強化
最終処分場の整備
下水道・生活排水処理対策の推進
し尿処理施設の整備充実
合併処理浄化槽の整備促進
公共下水道の計画的な整備・適正な維持管理
農業・漁業集落排水施設の整備・適正な維持管理
安定した水・温泉利用対策の充実
簡易水道の整備充実
上水道の計画的な整備及び適正な維持管理
温泉施設の整備及び適正な維持管理
産業用水供給体制の充実

(5) 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

新市経済圏の創出
市内事業者の利用促進
地産地消の推進
新市ブランドの形成
農業の振興
安定的な農業経営の実現
農業公社の設立
畜産振興対策の実施
新規作目・加工品の導入及びブランド化の推進
農村振興
基盤整備の推進
林業の振興
森林資源の確保
林業経営の高度化
林業生産基盤の整備
水産業の振興
安定的な漁業経営の実現
つくり育てる漁業の推進
水産加工の高度化
まぐろ漁業母港基地化の促進
漁村振興
漁業基盤整備の推進
商工業の振興
商工業団体への支援の充実、市街地活性化
及び地域商店街の経営基盤の強化
既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進
雇用・就業環境の充実
産業拠点整備・活用の推進
観光の振興
観光資源の複合的な活用とスポーツ大会
や合宿・コンベンション等の誘致促進
温泉街の活性化
観光施設の機能充実

(6) 都市力を創出するまちづくり

住環境の整備
公営住宅の整備、維持管理の推進
がけ地近接住宅の対策
定住促進対策の推進
公園緑地の整備
公園の適正な維持管理体制の構築
都市計画公園の整備推進
観光公園の整備
運動公園の整備
道路・交通ネットワークの整備
南九州西回り自動車道の早期整備の促進
国道3号、267号、328号の整備充実
県道の整備
市道の整備推進
交通サービスの強化
市街地等の整備と拠点づくり
新市の中心市街地の形成
市内各地の市街地の整備
河川等の整備
河川等の整備
河川等の環境整備
港湾施設の充実及び利用促進
中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開航
港湾機能の強化
情報通信基盤の整備
地域・行政情報システムの統一、本支所・出張所間
のネットワークの構築及び情報化への支援
防災情報ネットワークの構築
情報通信格差への対応
土地利用
土地利用の推進
用地行政の充実

(7) みんなで進める市民参画のまちづくり

市民参画の推進
市民参画の推進
広聴広報の充実
男女共同参画社会の形成
男女共同参画社会の実現
効率的な行政運営の推進
実効性の高い行政運営の推進
電子自治体の構築
ネットワークサインの整備

9 新市における県事業の推進

鹿児島県の役割

鹿児島県は、新市の一体性を高めるための県道整備事業などを推進するとともに、新市が南九州の拠点都市として、中核的な役割を担う地域となるための事業を支援します。また、市町村合併特例交付金制度を活用し、合併に伴い発生する緊急かつ特殊な財政需要について、新市の一体的なまちづくりを支援します。

新市における県事業

鹿児島県は、新市の施策と連携しながら、次に掲載する事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

実施事業一覧（抜粋）

県事業 実施主体 については、現在調整中

主要施策		実施事業
保健・医療の充実	救急医療体制の充実	離島緊急搬送体制整備事業
防災・生活安全対策の充実	防災体制の強化	原子力安全対策事業
	交通安全・防犯の推進	交通安全施設整備事業
農業の振興	農村振興	むらづくり推進事業
	基盤整備の推進	県営農業基盤整備促進事業 広域農道整備促進事業
水産業の振興	漁業基盤整備の推進	広域漁港整備事業 県単漁港整備事業
商工業の振興	既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進	企業誘致事業
観光の振興	観光資源の複合的な活用とスポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致促進	観光キャンペーン事業
住環境の整備	公営住宅の整備、維持管理の推進	公営住宅整備事業
道路・交通ネットワークの整備	国道3号、267号、328号の整備充実	国道267号整備事業 国道328号整備事業
	県道の整備	蘭牟田瀬戸架橋整備事業 県道整備事業 川内空港道路整備事業 街路事業
河川等の整備	河川等の整備	砂防・急傾斜対策事業 河川改修事業
	河川等の環境整備	親水施設整備事業 海岸環境整備事業
港湾整備の充実及び利用促進	中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設	定期航路開設促進（ポートセールス）事業
	港湾機能の強化	港湾整備事業

10 財政計画

新市の財政計画は、合併後10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢、人口推移等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。作成に当たっては、合併後の10年間及びこれ以降の長期的視野に立った健全な財政運営を堅持することを基本として、調整方針に基づく行政サービス・住民負担の格差是正のための経費、新まちづくり計画の実施に必要な経費等を反映させるとともに、合併特例債等の国や県の財政支援措置を勘案し作成しています。

主な費目の推計方法

歳 入

地方税

今後の経済成長は見込まず、平成13年度決算額ベースで推移するとしています。

地方交付税

普通交付税については、現制度による実績を勘案のうえ、普通交付税の算定の特例（合併算定替）及び合併直後の臨時的経費や合併特例債に対する普通交付税措置などを考慮し推計しています。特別交付税については、普通交付税と同様、現行制度による実績を勘案のうえ、新市建設に対する特別交付税措置などを考慮し推計しています。

国庫・県支出金

人件費・扶助費・物件費・補助費等該当分については、それぞれの性質別歳出経費の伸びに対応した、これまでの財源実績割合から推計し、普通建設事業費該当分については、実績に基づく財源割合からの推計に、合併に係る国・県の財政支援等も考慮しています。

地方債

臨時財政対策債及び減税補てん債は、現制度を基に、通常債及び合併特例債については、新まちづくり計画に基づく普通建設事業量等に対応し推計しています。

歳 出

人件費

特別職・議会議員の減員による経費の額を見込み、また、一般職員分は類似団体を参考に、10年後の職員数を想定推計しています。

扶助費

人口推移及び過去の実績に基づき推計しています。なお、制度上、従来県が実施していた生活保護費等の移行事業費も合わせて見込んでいます。

公債費

合併の前年度までの借入れに伴う償還額に、合併後の合併特例債や新たな地方債の借入れに伴う償還額を見込んでいます。

物件費

類似団体の住民1人当たりの物件費を基に、人口の推移に対応するものとして推計しています。

積立金

単年度収支が黒字になった場合、後年度の財政運営のために、基金に積立てるものとしています。

普通建設事業費

新まちづくり計画に基づき財政収支上、実施可能な事業費を年度ごとに見込んで推計しています。

1 歳入

(単位:百万円)

区 分	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	計
地方税	14,228	14,228	14,228	14,228	14,228	14,228	14,228	14,228	14,228	14,228	142,280
地方交付税	17,277	16,494	16,332	16,100	16,379	16,062	16,127	16,189	16,252	16,233	163,445
国庫支出金	5,057	4,917	4,765	4,452	4,372	4,317	4,254	4,240	4,226	4,213	44,813
県支出金	3,458	3,348	3,221	3,193	3,120	2,874	2,812	2,794	2,777	2,761	30,358
地方債	10,919	6,753	6,388	6,388	6,242	4,772	4,663	4,663	4,663	4,663	60,114
その他	7,508	7,751	7,008	7,783	6,481	6,568	5,855	5,851	5,847	5,843	66,495
歳入合計	58,447	53,491	51,942	52,144	50,822	48,821	47,939	47,965	47,993	47,941	507,505

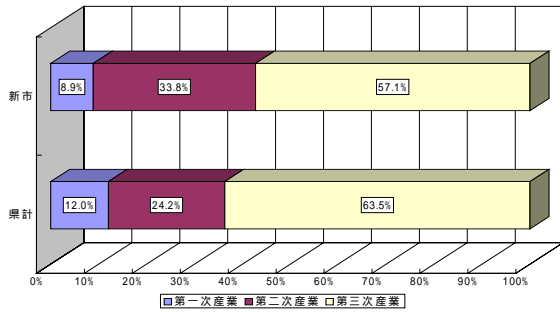
2 歳出

(単位:百万円)

区 分	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	計
人件費	11,725	12,010	11,446	11,344	10,936	11,331	10,784	10,712	10,710	10,730	111,728
扶助費	5,402	5,371	5,342	5,307	5,272	5,237	5,216	5,196	5,176	5,156	52,675
公債費	8,571	8,455	8,455	8,597	8,907	8,555	8,214	8,228	8,198	8,127	84,307
物件費	6,076	6,076	6,076	5,927	5,783	5,641	5,504	5,369	5,238	5,110	56,800
補助費等	5,047	5,047	5,047	5,047	5,047	5,047	5,047	5,047	5,047	5,047	50,470
積立金	4,000	0	0	0	0	0	399	551	688	790	6,428
普通建設事業費	11,607	10,417	9,327	8,847	8,447	6,516	6,216	6,216	6,216	6,191	80,000
その他	6,019	6,115	6,249	7,075	6,430	6,494	6,559	6,646	6,720	6,790	65,097
歳出合計	58,447	53,491	51,942	52,144	50,822	48,821	47,939	47,965	47,993	47,941	507,505

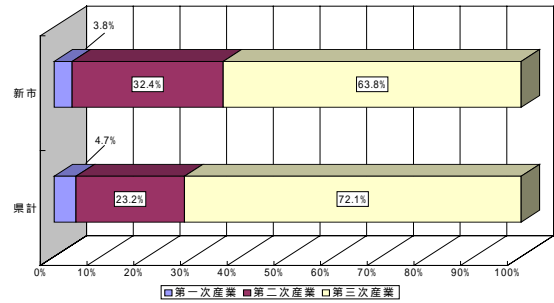
11 参考データ

産業別就業人口



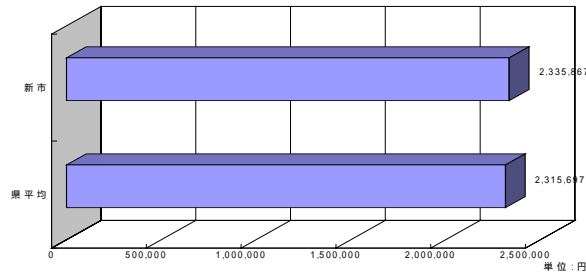
平成 12 年度国勢調査結果

新市純生産額



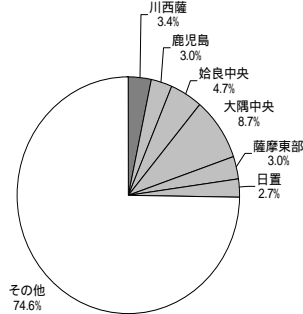
平成 11 年度市町村所得推計推計報告書

人口 1 人あたり市民所得



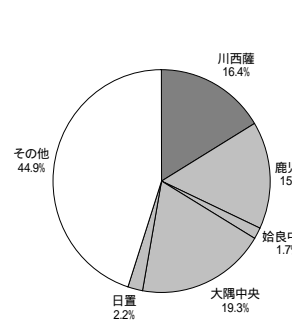
平成 11 年度市町村所得推計推計報告書

農業粗生産額の県内占有率



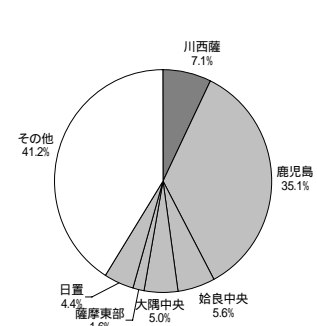
第48次鹿児島県農林水産統計年報(平成12年度)

水産業漁獲高の県内占有率



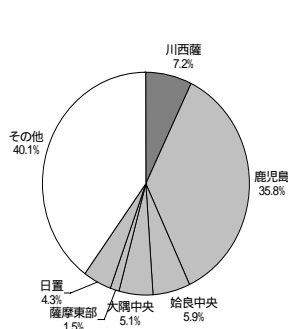
平成10年漁業センサス

民営総事業所数の県内占有率



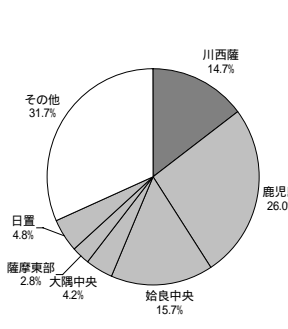
総務省統計局(平成11年度)

サービス業事業所数(民営)の県内占有率



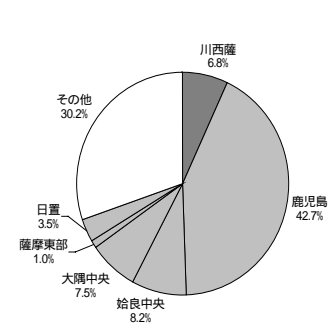
総務省統計局(平成11年度)

工業製造品年間出荷額等の県内占有率



経済産業省経済産業政策局(平成11年度)

新設着工住宅戸数の県内占有率



国土交通省総合政策局(平成13年度)

12 市町村合併の克服課題

合併に対する懸念	取り組み内容	主要な事業
市役所・役場が遠くなってしまい、今までより不便になってしまうのではないかと？	合併後の本庁舎は現在の川内市役所となります。その他の市役所・町村役場は、各種窓口業務機能だけではない総合的な業務を行う「総合支所」として合併後も存続します。現在の支所・出張所も「出張所」として存続します。また、現在の中央公民館は「生涯学習センター」として存続します。	支所の設置（総合支所） 出張所の設置（現在の支所・出張所） 防災情報システム整備事業 危機管理センター整備事業 地域情報化推進事業 行政情報化推進事業
住民の声が、行政に届きにくくなるのではないかと。	各支所に、地域づくりや自治活動担当課を配置するとともに、新市内の地区（地区・小学校区）ごとに「地区コミュニティ協議会」を設置していただき、地区単位での課題や問題点を話し合いながら、その課題解決のために行政（新市）と連携できるしくみづくりに取り組みます。	コミュニティ推進事業 地区振興計画策定支援事業
中心部だけが良くなって周辺部は寂れてしまうのではないかと？	関係市町村において、これまで住民生活を支えてきた生活・産業基盤を活かしながら、道路・交通ネットワークの形成、定住対策や地域情報化を進め、各地域の均等ある発展に努めます。	蘭牟田瀬戸架橋建設促進事業 県道整備事業 市道整備事業 コミュニティバス運行事業 総合計画策定事業
各地域の歴史・文化・伝統などが失われていきませんか？	これまでの愛郷心を培いながら引き続き保存・伝承の取り組みを支援するとともに、新市が一体となった新たな文化の創造とネットワーク化を図ります。	文化活動推進事業 歴史文化振興事業 郷土芸能保存伝承事業 歴史・文化ネットワーク事業 図書館ネットワーク事業
市域が広がり都市としての一体感が薄くなるのではないかと？	新市の総合的なブランドづくりを進め、公共施設や観光地等の案内看板の整備を図ります。また、国際交流や国内交流に加え、地域間の交流を積極的に進めます。さらに、地元企業と地場産業の有効活用や、市民の購買・取引に関して新市内の事業者の利用促進を図ります。加えて、海洋ゾーンの水産物と田園文化ゾーンの水産物を相互に消費するなどの地産地消の推進を図り、産業活性化と一体感の醸成に取り組みます。	新市ブランド形成事業 公共サイン整備事業 地域・地区団体交流事業 地域間青少年交流事業 市内事業者利用促進事業 地産地消推進事業 異業種交流促進事業
行政サービスが低下したり料金などの負担が高くなることはないかと？	9つの専門部会や協議会において検討・協議中です	